

給付金などのご請求について

主な保険用語のご説明

ご請求手続きについて

保険金・給付金
のご請求について

ご注意いただきたい事項

保険金・給付金
のご説明

お受け取りいただける場合と
お受け取りいただけない
場合の事例

よくあるご質問

はじめに

当冊子は、給付金などを請求される場合のお手続きの説明や「お受け取りいただける場合とお受け取りいただけない場合」をご理解いただくために代表的な事例を記載しており、ご加入の保険を十分お役立ていただくことを目的としております。

ご契約の保険種類、ご加入の時期などによっては、事例と約款(特約条項)の内容が異なる場合があります。実際のお取扱いに関しては、約款(特約条項)を必ずご確認ください。

目 次

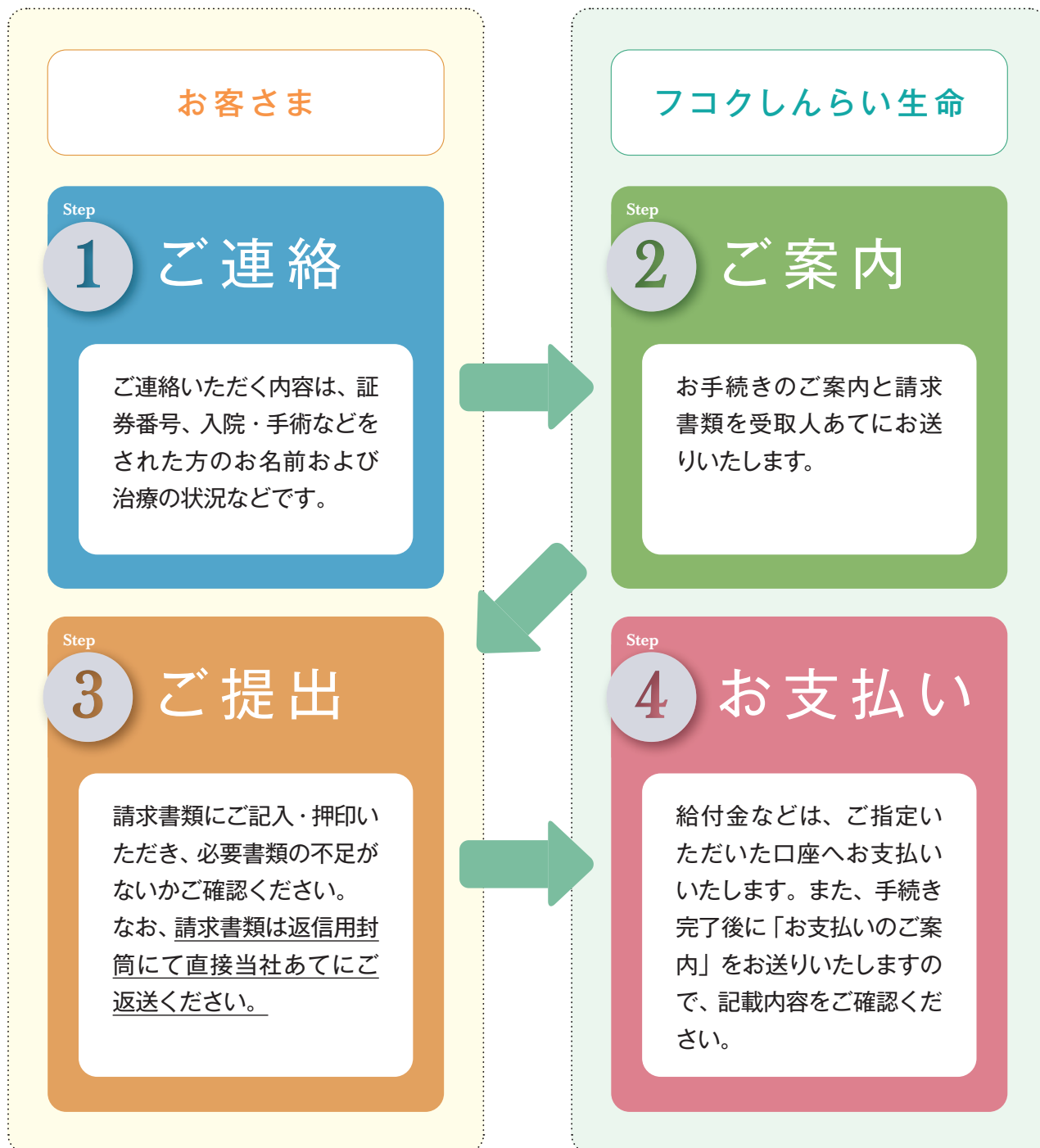
主な保険用語のご説明	P2
ご請求手続きについて	P3・4
保険金・給付金のご請求について	P5
ご注意いただきたい事項	P6
保険金・給付金のご説明	P7・8
お受け取りいただける場合とお受け取りいただけない場合の事例	
事例 1 入院給付金① — 責任開始期と発病時期 —	P9
事例 2 入院給付金② — 支払日数限度について —	P10
事例 3 手術給付金 — 所定の手術への該当 —	P11・12・13
よくあるご質問	P15

主な保険用語のご説明

1	約款 (やっかん)	保険契約上のとりきめを記載したものです。
2	主契約と特約 (しゅけいやく)と(とくやく)	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、その主契約の保障内容をさらに充実させるなどのために、主契約に付加する契約内容を特約といいます。
3	生命保険証券 (せいめいほけんしょうけん)	ご契約の保険金額や保険期間などの契約内容を記載したものです。
4	保険契約者 (ほけんけいやくしゃ)	保険会社と保険契約を結び、契約上の権利(例えば、契約内容変更などの請求権)と義務(例えば、保険料支払義務)を持つ人のことをいいます。
5	被保険者 (ひほけんしゃ)	その人の入院などが保険の対象となる人のことをいいます。
6	受取人 (うけとりんにん)	入院給付金などを受け取る人のことをいいます。
7	保険金 (ほけんきん)	被保険者が死亡されたとき、高度障がいなどに該当されたときにお受け取りになるお金のことです。
8	給付金 (きゅうふきん)	災害または疾病により入院された場合や手術を受けられた場合などにお受け取りになるお金のことです。
9	保険料 (ほけんりょう)	保険契約者にお払い込みいただくお金のことです。
10	告知義務と告知義務違反 (こくちぎむ)と(こくちぎむいはん)	保険契約者と被保険者には、ご契約のお申込みや復活などをされるときに、現在の健康状態や職業・過去の傷病歴など、当社がおたずねする重要なことがらについて事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)いただきます。これを「告知義務」といいます。その際に事実が告げられなかったときには、告知義務違反としてご契約が解除されることがあります。
11	責任開始期 (せきにんかいしき)	申し込まれたご契約の保障が開始する時期を責任開始期といいます。
12	支払事由 (しはらいじゆう)	約款で定める、給付金などをお支払いする場合をいいます。
13	免責事由 (めんせきじゆう)	約款で定める、給付金などをお支払いできない場合をいいます。
14	解除 (かいじょ)	告知義務違反などにより、ご契約の全部または一部を消滅させることをいいます。

ご請求手続きについて

給付金などの請求方法をご説明いたします



【お問い合わせ先】 **フコクしんらい生命保険株式会社** お客様サービス室

〒160-6132 東京都新宿区西新宿 8-17-1

TEL.0120-700-651 受付時間 9:00～18:00

(通話料無料・土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます)

Step

1

以下の内容をご確認のうえ、【お問い合わせ先】までご連絡ください

- 「生命保険証券または契約内容通知書（注1）（証券番号のわかるもの）」および「診療明細書（注2）」をご用意ください。

（注1）加入時もしくは、契約内容変更時などに保険契約者あてに郵送しています。

（注2）医療機関で「領収証」とともに交付されます。

- 以下の事項につきましてお伺いします。事前にご確認ください。

- ・証券番号、保険契約者名、被保険者名およびご連絡をいただいた方のお名前
- ・入院などをされた方のお名前、生年月日
- ・請求原因（病名、事故の内容および事故日など）
- ・請求内容（入院期間、手術名および手術日など）

※手術を受けられた医療機関などに、手術の正式名称を確認のうえ、ご連絡ください。

〈診療明細書（注2）のイメージ〉

患者番号 00000000	氏名 〇〇 〇〇 様	診療日 〇〇年〇月〇〇日
区分	名称	数量 単価 点数/金額 回数/日数
初・再診	再診料 明細書発行体制等加算	70点 1回
検査	眼底カメラ撮影（蛍光眼底法の場合）	400点 1回
手術	網膜光凝固術	11,200点 1回
投薬	処方せん料（その他）	68点 1回

患者番号 00000000	氏名 〇〇 〇〇 様	診療日 〇〇年〇月〇〇日
区分	名称	数量 単価 点数/金額 回数/日数
初・再診	再診料 明細書発行体制等加算	70点 1回
検査	矯正視力検査	69点 1回
入院料	短期滞在手術等基本料1（水晶体再建術）	17,457点 1回

医療機関で交付される診療明細書に手術名の記載がある場合、手術給付金の請求対象となる治療を受けられている可能性があります。

Step

2

お手続きのご案内と請求書類を受取人あてにお送りいたします

Step

3

必要書類の不足がないか確認のうえ、ご提出ください

- ご提出いただく書類につきましては、受取人ご本人がご記入・押印ください。
受取人が請求手続きをできない特別な事情がある場合は「代理（代筆）請求」が可能な場合があります。
- 診断書および公的書類のお取寄せにかかる費用は、お客さまのご負担となりますのでご了承ください。
- 顧客情報（センシティブ情報）の漏えい防止および迅速にお支払いさせていただくため、請求書類は返信用封筒にて直接当社あてにご返送ください。

Step

4

書類の内容を確認し、給付金などをお支払いいたします

- ご提出いただいた書類の内容を拝見し、お支払いの判断をいたします。
 - 書類を拝見した結果、加入前の健康状態、治療の内容および事故の原因などについて「事実の確認」などをさせていただく場合があります。
 - 請求書類に不足や不明な点がなく、かつ「事実の確認」などを必要としない場合は、完備した請求書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払いいたします（左記の日数を超えて給付金などをお支払いする場合は、所定の利息を付けてお支払いいたします）。
 - 「事実の確認」などをさせていただく場合は、完備した請求書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて45日以内にお支払いいたします（左記の日数を超えて給付金などをお支払いする場合は、所定の利息を付けてお支払いいたします）。
- 詳細につきましては、約款をご確認ください。

保険金・給付金のご請求について

入院給付金・手術給付金などを請求される場合、ご契約の内容によって他の保険金・給付金もお支払いできる可能性がございます。
ご請求に際しては以下の点も確認のうえ、【お問い合わせ先】までご連絡ください。

複数のご契約に加入されている場合

被保険者が複数のご契約に加入されている場合

加入されているご契約が他にないかご確認ください

ご両親または配偶者の方が被保険者として加入されている保険契約で、家族型「配偶者型・子型」の保障対象となっている場合

ご家族が加入されているご契約が以下の商品の場合、被保険者の範囲（家族型※）をご確認ください。

疾病入院特約

医療保険

など

※本人・配偶者・子型／本人・配偶者型／本人・子型

入院給付金・手術給付金を請求される場合

特定疾病になったとき

ご病気が次のいずれかのとき

悪性新生物(がん)※

急性心筋梗塞※

脳卒中※

※一定の条件を満たすもの

ご加入の保障内容によっては、特定疾病保険金のお支払いの対象となる場合があります。

以下の特約または保険に加入されていないかご確認ください。

特定疾病保障定期保険特約

など

悪性新生物(がん)※になったとき

※一定の条件を満たすもの

ご加入の保障内容によっては、がん保険金・給付金のお支払いの対象となる場合があります。

以下の特約に加入されていないかご確認ください。

がん保障定期保険特約

がん診断給付金特約

ご注意ください事項

以下の内容は、2024年12月現在の約款(特約条項)などの内容にもとづいて記載しております。ご契約の加入時期によってはお取扱いが異なる場合があります。詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

支払事由に該当しない場合

給付金などは、保険契約(特約)の約款(特約条項)に定めるとおり、支払事由に該当する場合にお受け取りいただけます。したがって、支払事由に該当しない場合は給付金などはお受け取りいただけません。

9～13ページ「お受け取りいただける場合とお受け取りいただけない場合の事例」をご覧ください。

免責事由に該当した場合

保険契約(特約)の約款(特約条項)に定める免責事由に該当する場合には、支払事由が生じても給付金などはお受け取りいただけません。

詐欺による取消の場合

保険契約(特約)の締結または復活に際して保険契約者または被保険者に詐欺の行為があった場合は、当社は保険契約または特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

不法取得目的による無効の場合

保険契約者が給付金などを不法に取得する目的または他人に給付金などを不法に取得させる目的をもって保険契約(特約)を締結または復活した場合は、保険契約(特約)を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

重大事由による解除の場合

次の(1)～(5)の事項のいずれかに該当した場合、当社は保険契約(特約)を解除することがあります。この場合、給付金などのお支払いや保険料払込の免除を行わず、保険契約者に解約返戻金と同額の返戻金をお支払いします。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金などの受取人が給付金など(保険料払込の免除を含みます)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます)をした場合
- (2) 給付金など(保険料払込の免除を含みます)の請求に関して、その受取人に詐欺行為(未遂を含みます)があった場合
- (3) 他の保険契約(特約)との重複により給付金などの合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金などの受取人が、反社会的勢力に該当すると認められる場合、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- (5) 上記(1)～(4)のほか、この保険契約に付加されている特約または他の保険契約(特約)が他の重大事由によって解除されることなどにより、当社の保険契約者、被保険者または給付金などの受取人に対する信頼を損ない、当社が保険契約(特約)を継続することを期待し得ない、上記(1)～(4)と同等の重大な事由がある場合

告知義務違反による解除の場合

保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実ではないことを告げた場合には、当社は保険契約または特約を解除することができます。

この場合、給付金のお支払いや保険料払込の免除を行わず、保険契約者に解約返戻金と同額の返戻金をお支払いします。

ご契約が効力を失った場合

保険料の払込みがなかったため、保険契約(特約)が効力を失った場合は、支払事由が生じても給付金などをお受け取りいただけません。

保険金・給付金のご説明

ご契約の保険種類・ご加入の時期により、お取扱いが異なる場合がございます。詳細は「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。

災害入院給付金

被保険者が不慮の事故により180日以内に傷害の治療を目的としてご入院をされた場合に、入院日数に応じてお支払いする給付金です。

医療保険は入院日数が継続して2日以上の場合、医療保険以外は入院日数が継続して5日以上の場合にお支払いいたします。

医療保険は入院給付金日額に入院日数を乗じて得た金額、医療保険以外は入院給付金日額に入院日数から4日を差し引いた日数を乗じて得た金額となります。

なお、医療保険に加入か、災害入院特約などを付加されている場合にお支払いの対象となります。

疾病入院給付金

被保険者が疾病の治療を目的としてご入院をされた場合に、入院日数に応じてお支払いする給付金です。

医療保険は入院日数が継続して2日以上の場合、医療保険以外は入院日数が継続して5日以上の場合にお支払いいたします。

医療保険は入院給付金日額に入院日数を乗じて得た金額、医療保険以外は入院給付金日額に入院日数から4日を差し引いた日数を乗じて得た金額となります。

なお、医療保険に加入か、疾病入院特約などを付加されている場合にお支払いの対象となります。

入院給付金

(成人病保障特約)

被保険者が所定の成人病によってご入院をされた場合に、入院日数に応じてお支払いする給付金です。

入院日数が継続して5日以上の場合にお支払いいたします。

入院給付金日額に入院日数から4日を差し引いた日数を乗じて得た金額となります。成人病保障特約の対象となる成人病は、約款(特約条項)に記載しておりますので、ご確認ください。

なお、成人病保障特約を付加されている場合にお支払いの対象となります。

入院給付金

(女性医療特約)

被保険者である女性が所定の疾病によってご入院をされた場合に、入院日数に応じてお支払いする給付金です。

入院日数が継続して5日以上の場合にお支払いいたします。

入院給付金日額に入院日数から4日を差し引いた日数を乗じて得た金額となります。

女性医療特約の対象となる疾病は、約款(特約条項)に記載しておりますので、ご確認ください。

なお、女性医療特約を付加されている場合にお支払いの対象となります。

入院給付金

(がん入院特約)

被保険者ががんの治療を目的としてご入院をされた場合に、入院日数に応じてお支払いする給付金です。入院日数が継続して2日以上の場合にお支払いいたします。入院給付金日額に入院日数を乗じて得た金額となります。

がん入院特約の対象となるがんは約款(特約条項)に記載しておりますので、ご確認ください。

なお、がん入院特約を付加されている場合にお支払いの対象となります。

手術給付金

被保険者が疾病または不慮の事故による傷害の治療を直接の目的として手術をされた場合に、受けた手術に応じてお支払いする給付金です。手術給付金の対象となる手術の範囲を定めており、すべての手術が対象ではありません。

手術給付金の対象となる手術および給付倍率は、約款（特約条項）に記載しておりますので、ご確認ください。また、入院の有無は問いませんので、外来の場合も手術給付金はお支払いの対象となります。

なお、医療保険に加入か、疾病入院特約などを付加されている場合にお支払いの対象となります。

災害療養給付金

※医療保険は
退院療養給付金

被保険者が不慮の事故による傷害の治療を目的としてご入院をされた後、生存してご退院された場合にお支払いする給付金です。

（災害入院給付金をお支払いする場合で、その入院給付金をお支払いする入院日数が20日以上（医療保険は入院日数が20日以上、医療保険以外は入院日数が24日以上）となる入院をされた場合に限ります。）

なお、医療保険は退院後療養特約、医療保険以外は災害退院後療養特約を付加されている場合にお支払いの対象となります。

疾病療養給付金

※医療保険は
退院療養給付金

被保険者が疾病の治療を目的としてご入院された後、生存してご退院された場合にお支払いする給付金です。

（疾病入院給付金をお支払いする場合で、その入院給付金をお支払いする入院日数が20日以上（医療保険は入院日数が20日以上、医療保険以外は入院日数が24日以上）となる入院をされた場合に限ります。）

なお、医療保険は退院後療養特約、医療保険以外は疾病退院後療養特約を付加されている場合にお支払いの対象となります。

特定疾病 保険金

被保険者が悪性新生物（がん）※・急性心筋梗塞※・脳卒中※で所定の状態になられた場合にお支払いする保険金です。お支払いにより、特約は消滅します。なお、特定疾病保障定期保険特約を付加されている場合にお支払いの対象となります。

※一定の条件を満たすもの

がん保険金 がん診断給付金

被保険者が悪性新生物（がん）※になられた場合にお支払いする保険金・給付金です。お支払いにより、特約は消滅します。

なお、がん保障定期保険特約（がん保険金）、またはがん診断給付金特約（がん診断給付金）を付加されている場合にお支払いの対象となります。

※一定の条件を満たすもの

お受け取りいただける場合とお受け取りいただけない場合の事例

事例1

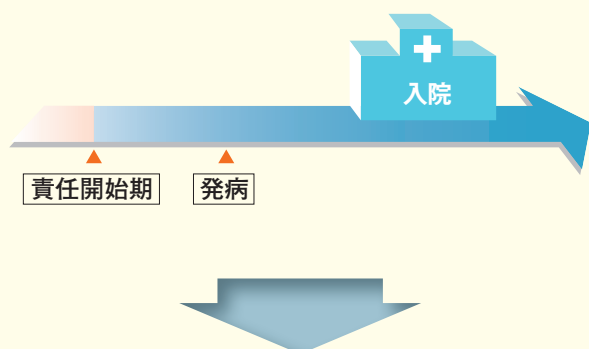
入院給付金①

－ 責任開始期と発病時期 －

■入院給付金などは、保険契約(特約)の責任開始期以後に発病した疾病、または責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を原因とする治療を目的とした入院がお受け取りの対象となります。

○ お受け取りいただける場合

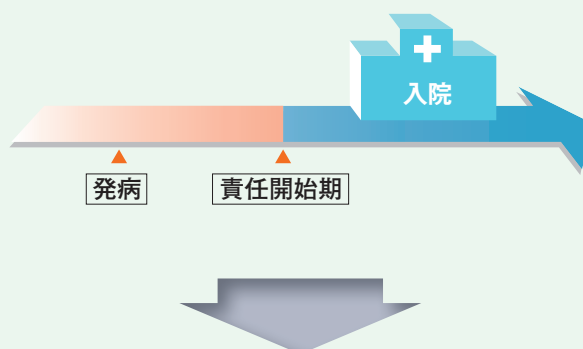
保険契約の加入後に発病した椎間板ヘルニアのため入院した



責任開始期以後に発病した疾病での入院は、入院給付金をお受け取りいただけます。

✕ お受け取りいただけない場合

保険契約の加入前から治療を受けていた椎間板ヘルニアが、加入後に悪化し入院した



責任開始期前に発病した疾病での入院は、入院給付金はお受け取りいただけません。

必ずお読みください

- 入院給付金は、病気やケガの「治療を目的として入院」したときにお受け取りいただくため、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊治療、治療処置をとみなわない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しないため、入院給付金をお受け取りいただけません。
- 責任開始期前に発病した疾病および責任開始期前の事故を原因とする場合でも、責任開始日からその日を含めて2年経過後の入院などについて、約款(特約条項)に定めがあるときは、給付金などをお受け取りいただけることがあります。

事例2

入院給付金②

－「1回の入院」における入院給付金の支払日数限度について－

■入院給付金をお受け取りいただく場合には、「1回の入院」についてお受け取りいただける日数限度を約款（特約条項）に定めており、その日数を超えた部分の入院に対しては、入院給付金をお受け取りいただけません。

○ お受け取りいただける場合

1回の入院に対して支払われる限度日数が120日の場合、大腸がんで130日間入院し、退院から200日後に再び同じ大腸がんで90日間入院した



1回目の入院は120日分、2回目の入院は90日分（入院特約については、5日目からのお支払いとなるため86日分）お受け取りいただけます。

✕ お受け取りいただけない場合

1回の入院に対して支払われる限度日数が120日の場合、大腸がんで130日間入院し、退院から100日後に再び同じ大腸がんで90日間入院した



1回目の入院は120日分お受け取りいただけますが、2回目の入院は180日以内に再入院された場合、1回目の入院と同一の入院とみなして通算される結果、支払日数限度（120日）を超過することになるため、お受け取りいただけません。

必ずお読みください

- 同一の疾病（または医学上重要な関係がある疾病）を直接の原因として、入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上された場合は、「1回の入院」とみなし入院日数を通算します。
ただし、前回入院の退院日の翌日から180日経過後に開始した入院については、「1回の入院」とはせず、新たな入院とみなします。
- 同一の不慮の事故を直接の原因として、入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上された場合は、その事故日より180日以内に開始した入院を「1回の入院」とみなし入院日数を通算します。
なお、事故日より180日経過後に開始した入院は、疾病の治療を目的とする新たな入院とみなします。

事例3

手術給付金

－ 所定の手術への該当 －



お受け取りいただける場合

右下腹部に圧痛があり、虫垂炎と診断され、虫垂を切除する手術(虫垂切除術)を受けた。



虫垂切除術は約款に定める「対象となる手術および給付倍率表」に該当するため、手術給付金をお受け取りいただけます。



お受け取りいただけない場合

扁桃炎を繰り返すため、扁桃を切除する手術(扁桃切除術)を受けた。



扁桃切除術は約款に定める「対象となる手術および給付倍率表」に該当しないため、手術給付金をお受け取りいただけません。

必ずお読みください

- ご契約(特約)により、手術給付金のお支払いの対象となる手術の範囲を定めており、そのいずれにも該当しない手術を受けられた場合は、手術給付金をお受け取りいただけません。
- 美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」に該当しないため、手術給付金をお受け取りいただけません。
- 医科診療報酬点数表において輸血の算定対象となる輸血は、手術給付金のお受け取りの対象となりません。

手術給付金のお支払い対象の手術とお支払い対象外の手術について (代表的な事例)

部位	お支払いできます 手術名	お支払いできません 手術名
皮膚・乳房	しよくひじゅつ 植皮術(植皮面積 25 cm ² 以上)	そうしょうしより 創傷処理
	にゅうほうせつじょじゅつ 乳房切除術	ひふせつかいじゅつ 皮膚切開術
		デブリードマン
		ひふ ひかしょうでましゅつじゅつ 皮膚、皮下腫瘍摘出術
		にゅうせんしゅようでましゅつじゅつ 乳腺腫瘍摘出術
筋骨	こっせつかんけつてきしゅじゅつ 骨折靦血の手術(手指・足指を除く)	こつない いぶつ そうにゅうぶつ じよきよじゅつばつていじゅつ 骨内異物(挿入物)除去術(抜釘術)
	かんせつきょうかはんげつばんせつじょじゅつ 関節鏡下半月板切除術	こっせつひかんけつせいふくじゅつ 骨折非靦血整復術
	けんほうこうじゅつ アキレス腱縫合術	ちようおんばこっせつちりようほう 超音波骨折治療法
呼吸器・胸部	はいぶふんせつじょじゅつ 肺部分切除術	こうがいへんとうでましゅつじゅつ 口蓋扁桃摘出術
	まんせいふくびくうえんこんばんしゅじゅつ 慢性副鼻腔炎根本手術	せつじょじゅつ アデノイド切除術
	こうとうしゅようぜんてきじゅつ 喉頭腫瘍全摘術	かこうがいせつじょじゅつ 下甲介切除術
循環器・脾	かじじょうみやくりゅうこんばんしゅじゅつ 下肢静脈瘤根本手術	かんだうみやくぞうまい 冠動脈造影
	いしよくじゅつ ペースメーカー移植術	
	ない ぞうせつじゅつ 内シャント造設術	
消化器	ちゅうすいせつじょじゅつ 虫垂切除術	こうもんしゅういろうようせつかいじゅつ 肛門周囲膿瘍切開術
	ふくくうきょうかたん てきしゅつじゅつ 腹腔鏡下胆のう摘出術	こうもん せつじょじゅつ 肛門ポリープ切除術
	そけい しゅじゅつ 鼠径ヘルニア手術	
	じかくしゅじゅつ 痔核手術(根治術)	
尿・性器	ていおうせつかいじゅつ 帝王切開術	しきゅうけいかん せつじょじゅつ 子宮頸管ポリープ切除術
	りゅうざんしゅじゅつ 流産手術(人工妊娠中絶を除く)	きゅういんぶんべんじゅつ 吸引分娩術
	しきゅうないようじょきよじゅつ 子宮内容除去術(人工妊娠中絶を除く)	ぜんりつせんばりせいけんほう 前立腺針生検法
	けいりょうどうてきぜんりつせんしゅじゅつ 経尿道的な前立腺手術	
内分泌器	こうじょうせんできしゅつじゅつ 甲状腺摘出術	
	けいびてき かすいたいしゅようでましゅつじゅつ 経鼻の下垂体腫瘍摘出術	
神経	ついきゅうせつじょじゅつ 椎弓切除術	しんけい 神経ブロック
	かいとう 開頭クリッピング	ブラッドパッチ
感覚器(視器 および聴器)	すいしょうたいさいけんじゅつ 水晶体再建術	ばくりゅうしゅせつかいじゅつ 麦粒腫切開術
	近視に対するレーシック	こまくせつかいじゅつ 鼓膜切開術
	もうまくひかりぎょうこじゅつ 網膜光凝固術	こまく せうじゅうじゅつ 鼓膜チューブ挿入術
	こしつけいせいじゅつ 鼓室形成術	

主な保険用語のご説明

ご請求手続きについて

保険金・給付金
のご請求について

ご注意いただきたい事項

保険金・給付金
のご説明

お受け取りいただける場合と
お受け取りいただけない
場合の事例

よくあるご質問

部位	お支払いできます 手術名	お支払いできません 手術名
悪性新生物	あくせいしんせいぶつこんちしゅじゅつ 悪性新生物根治手術	
	あくせいしんせいぶつおんねつりょうほう 悪性新生物温熱療法	
	しきゅうけいぶえんすいせつじょじゅつ 子宮頸部円錐切除術	
	かんどうみやくそくせんじゅつ 肝動脈塞栓術	
	けいりょうどうてきぼうこうししゅせつじょじゅつ 経尿道的膀胱腫瘍切除術	
	はぎょうこりょうほう ラジオ波凝固療法	
その他	ないしきょうてきだいちょうけつちょうせつじょじゅつ 内視鏡的大腸・結腸ポリープ切除術	ないしきょうかせいけんほう 内視鏡下生検法
	けいひてきしんきんしょうしやくじゅつ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	しんぞうけんさ 心臓カテーテル検査
	ないしきょうてきしょうかかんしけつじゅつ 内視鏡的消化管止血術	ふくずいろかのうしゅくさいじょうちゅうほう 腹水濾過濃縮再静注法
	たいがいしょうげきはけつせきはさいじゅつ 体外衝撃波結石破碎術	けいてきこうざいどうちゅうりょうほう 経カテーテル的抗がん剤導注療法
	じやくてききょうくう 持続的胸腔ドレナージ	
	こうあくせいしゅようざいどうみやくじょうみやく 抗悪性腫瘍剤動脈、静脈または ふくくうないじやくちゅうにゅうりょうめこみがた 腹腔内持続注入用埋込型カテーテル設置	
新生物根治放射線 照射	ほうしやせんしょうしや 放射線照射(50グレイ以上)	
	ガンマナイフ	

主な保険用語のご説明

ご請求手続きについて

保険金・給付金
のご請求について

ご注意いただきたい事項

保険金・給付金
のご説明

お受け取りいただける場合と
お受け取りいただけない
場合の事例

よくあるご質問

メモ

よくあるご質問

Q1

入院を何度も繰り返す場合に、
診断書は一枚にまとめられますか？

A1

それぞれの入院期間と治療内容を記載のうえ、数回分のご入院を1枚の診断書にまとめていただくことができます。
なお、医療機関によりましては、対応できない場合もありますので、詳細は医療機関にご確認ください。

Q2

入院が長引きそうです。
退院前に入院給付金を請求できますか？

A2

退院前でも給付金を請求いただけます。
残りの入院給付金を請求される際には、あらかじめ診断書をご提出ください。
なお、この場合には医療機関にお支払いいただく診断書発行料がそれぞれ必要になりますので、あらかじめご了承ください。

Q3

外来で手術をしたのですが、
手術給付金のみの請求はできますか？

A3

外来での手術も、所定の手術給付金を請求いただけます。ただし、お受け取りの対象とならない手術もあります。病名および手術の正式名称を医療機関にご確認のうえ、以下【お問い合わせ先】までご連絡ください。
なお、手術給付金の支払可否につきましては、診断書などにより判断させていただきます。

Q4

給付金を受け取るまでに、
どのくらいの日数がかかりますか？

A4

診断書などの請求書類が当社に到着し、書類に不備がない場合には、書類到着の翌日から5営業日以内にお支払いします。
また、ご請求の内容によっては事実の確認が必要になることがあり、確認手続きに1か月程度日数を要することがあります。この場合には、請求書類到着後、お客さまにご連絡いたします。

Q5

請求手続きの際に、改姓・改名の手続きを
していないことに気付いたのですが、
どうすればよいのでしょうか？

A5

給付金などの請求手続きと同時に、改姓・改名のお手続きも必要となりますので、以下【お問い合わせ先】までご連絡ください。

※当社ホームページにも『保険金・給付金に関するご質問』をこの他にも掲載しております。あわせてご確認ください。

【お問い合わせ先】

〒160-6132

東京都新宿区西新宿 8-17-1

フコクしんらい生命保険株式会社

お客さまサービス室

電話番号：**0120-700-651**（通話料無料）

受付時間：9:00～18:00

（土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます）